

附属機関等の会議の概要

（令和3年1月13日作成）

会議の名称	第279回名古屋市個人情報保護審議会
開催の日時	令和3年12月24日（金）午後1時30分～午後2時55分
開催の場所	市役所西庁舎12階 西12A会議室
議 題 （公開・非公開の別）	<p>（1）名古屋市個人情報保護制度の改正について（公開） ：事務局からの説明が行われ、委員による質疑応答がなされた。</p> <p>（2）不服申立て案件について（非公開）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民票等交付申請書等 ：委員による答申案の検討が行われ、案のとおり答申する旨が了承された。 ・生活保護台帳等 ：事務局からの説明が行われ、委員による質疑応答がなされた。 ・市長ホットラインに関する文書 ：委員による答申案の検討が行われ、案のとおり答申する旨が了承された。 ・ハラスメント調査委員会に関する文書 ：委員による答申案の検討が行われ、一部修正の上、答申する旨が了承された。
出席者数	審議会委員：会長始め6名 事務局等：スポーツ市民局長始め9名
傍聴者数	0人
非公開の理由	（2）は、個人の不服申立てに関する情報等、通常他人に知られたくないと認められる情報が含まれる事項を調査審議するため。
照 会 先	スポーツ市民局市民生活部市政情報室市政情報係 電話(052)972-3153 FAX(052)972-4127

第 279 回名古屋市個人情報保護審議会 議事録

開催日時	令和 3 年 12 月 24 日（金）午後 1 時 30 分～午後 2 時 55 分
開催場所	西庁舎 12 階 西 12A 会議室
出席委員	庄村会長、川上委員、小林委員、小野木委員、荒見委員、間瀬委員
その他出席者	事務局等…スポーツ市民局長はじめ 9 名
会議次第	<p>（議題 1） ○名古屋市個人情報保護制度の改正について（公開）</p> <p>（議題 2） ○不服申立て案件について（非公開） 答申案の検討 ・住民票等交付申請書等（諮問No.218、219）</p> <p>（議題 3） ○不服申立て案件について（非公開） 調査審議 ・生活保護台帳等（諮問No.220、221）</p> <p>（議題 4） ○不服申立て案件について（非公開） 答申案の検討 ・市長ホットラインに関する文書（諮問No.181）</p> <p>（議題 5） ○不服申立て案件について（非公開） 答申案の検討 ・ハラスメント調査委員会に関する文書（諮問No.204）</p>
非公開理由	議題 2 から議題 5 までについては、個人の不服申立てに関する情報等、通常他人に知られたくないと認められる情報が含まれる事項を調査審議するため。
会議資料	別添のとおり

議題1	名古屋市個人情報保護制度の改正について（公開）
対象事案	—
発言要旨	<p>(事務局の説明後に行われた質疑応答の内容)</p> <p>庄村会長</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電算に関する資料の右側の方で、自治体の規律に対する国の考え方というのがあるが、これは、個人情報保護委員会の考え方ということで良いか。 <p>→事務局</p> <ul style="list-style-type: none"> ・おっしゃるとおり。 <p>川上委員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護委員会の考え方がそれで良いかということはチェックの必要がある一方で、法律は既に改正されているため、法律には従うことになる。 ・そのため、審議会において審議すべきなのは、個人情報保護委員会が出しているガイドラインの内容になると思われる。そのため、どのような形で資料を出して、委員の先生方の皆さんに分かりやすく見せていただくのかというところはちょっとご努力いただきたい。 <p>→事務局</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガイドラインの素案があるため、それを提供させていただく。ただし確定前のものになるため、情報の取り扱いにはご留意いただくことをお願いしたい。 <p>庄村会長</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(法における)個人情報の定義で容易照合性というのがあったと思われるが、名古屋市としてはその部分を大きな変更とは捉えていないという認識で良いか。 <p>→事務局</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護委員会からは、容易照合性がなくなったとしても、個人情報の範囲の運用上の取り扱いが変わるということを想定していないという説明がなされており、論点からは外させていただいている。 <p>小野木委員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電算処理に対する審議会の審議は、このままだとなくなってしまう、審議会の機能が縮小することになるのか。 <p>→事務局</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護委員会としては、個別の論点について審議をすることはなくなっていくことを想定しているとのことである。 <p>小野木委員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・きめ細やかに、事情に即した審議ではなく、全体が中央集権になるという話のようなので、全体的に、審議会の存在価値を問われる印象を受けた。 <p>→事務局</p>

- | | |
|--|--|
| | <ul style="list-style-type: none">・個人情報保護委員会としては、ガイドラインよりも細かい細則のようなものを審議会で定めることは想定しているとのことであるため、（審議会の）役割が若干変わってくるという想定になっているということかと思われる。 |
|--|--|

以上

第279回名古屋市個人情報保護審議会

日時：令和3年12月24日（金）

午後1時30分～

場所：西庁舎12階 西12A会議室

議 題

1 名古屋市個人情報保護制度の改正について（公開）

2 不服申立て事案（非公開）

◎答申案の検討

・住民票等交付申請書等（諮問No.218、219）

（R3/9/24 調査審議、R3/11/26 調査審議）

◎調査審議

・生活保護台帳等（諮問No.220、221）

（新規案件）

◎答申案の検討

・市長ホットラインに関する文書（諮問No.181）

（R3/5/28 調査審議、R3/6/25 調査審議、R3/7/30 調査審議、R3/8/27 調査審議、R3/9/24 調査審議、
R3/10/22 意見陳述、R3/11/26 調査審議）

・ハラスメント調査委員会に関する文書（諮問No.204）

（R3/4/23 調査審議、R3/5/28 調査審議、R3/7/30 口頭意見陳述、R3/8/27 調査審議、R3/9/24 調査審議、
R3/10/22 調査審議、R3/11/26 調査審議）

第 279 回個人情報保護審議会
(タイムスケジュール)

令和 3 年 12 月 24 日 (金) 西庁舎 12 階西 12A 会議室

13:30	<個人情報保護審議会 開会> <局長挨拶>
13:35	◎名古屋市個人情報保護制度の改正について (公開)
14:15	◎答申案の検討 (非公開) ・住民票等交付申請書等 (諮問No.218、219)
14:20	◎調査審議 ・生活保護台帳等 (諮問No.220、221)
14:35	◎答申案の検討 (非公開) ・市長ホットラインに関する文書 (諮問No.181)
14:45	◎答申案の検討 (非公開) ・ハラスメント調査委員会に関する文書 (諮問No.204)
14:50	<個人情報保護審議会 閉会>

3ス市第191号

令和3年12月24日

名古屋市個人情報保護審議会
会長 庄村 勇人 様

名古屋市長 河村 たかし



個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の改正
に伴う名古屋市個人情報保護制度のあり方について（諮問）

令和3年5月19日に、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号。以下、「整備法」という。）が公布されました。

整備法においては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下、「個人情報保護法」という。）を改正し、同法、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）を統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても、個人情報保護法において全国的な共通ルールを規定し、その所管を個人情報保護委員会に一元化することとされています。

個人情報保護法の規定は、個人情報の保護と利活用の両立を図るための標準的な規律を定めるものであり、地方公共団体においても、令和5年春を予定している同法の施行までの間に、同法の制定趣旨・目的及び関係規程に照らして、保護制度の検討が必要であるとされています。

つきましては、本市の個人情報保護制度のあり方について、名古屋市個人情報保護条例第51条第2項第3号の規定に基づき諮問します。

（スポーツ市民局市民生活部市政情報室市政情報係）

「自治体の規律に係る国の考え方」欄の丸数字
 ①条例で定めることが必要、②条例で定めることが明示的に許容される、
 ③内部の手続きに関する規律や個人情報保護やデータ流通に直接影響を与えない事項として許容される、④条例で定めることが許容されない

名古屋市個人情報保護制度改正に係る規律の変更点及び自治体の規律に係る国の考え方

現行条例（網掛けは新法）		改正法への規律の移行による主な変更点	自治体の規律に係る国の考え方	制度改正に関する審議スケジュール（予定）
第1章 総則 (§1-5)	(適用対象等)	・新法の共通ルールが直接適用される（議会は新法の適用対象外） ・大学の設置管理等を行う地方独立行政法人には、民間部門の規定を適用	② 市会に係る規律を条例で規定することは可能	第2回（1月） 【総則・個人情報の取扱い】 (1) 個人情報等の定義変更への対応等 ・条例要配慮個人情報の規定要否 ・死者の個人情報
	(基本理念等)		③ 法の目的や規範に反さず、かつ事業者や市民の権利義務に実体的な影響を与えない範囲で基本理念や事業者・市民の責務を定める規定を設けることは許容される	
	§1 目的	法の趣旨にデータ活用の要素が加わる	-	
	§2 定義	「個人情報」には、死者の情報が含まれない センシティブ情報の範囲が変わる（要注意情報⇒要配慮個人情報） ※要配慮個人情報に含まれ、要注意情報に含まれないもの …病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実等	④ ・死者に関する情報を条例で「個人情報」に含めることはできない ※死者の情報に特化した規律について、個人情報法の体系の外で規定されることはあり得る ・遺族等による開示請求についての扱いについては、国において更に検討する	
	法2、法60 定義		② 地域の特性その他の事情に応じて、その取扱いに特に配慮を要する記述を規定することで、条例要配慮個人情報として取り扱うことができる	
第2章 実施機関における個人情報の適正な取扱いの確保 (§6-17)	§6 個人情報取扱事務の届出	個人情報の取扱いに関する届出が、事務単位からファイル単位に変わる	② 任意で個人情報を取扱う事務単位で作成された帳簿等を作成し、公表することが可能	第2回（1月） 【総則・個人情報の取扱い】 (2) 個人情報ファイル簿の取扱い等
	法75 個人情報ファイル簿の作成及び公表		② 本人の数が政令で定める数未満の個人情報ファイルについて、作成・公表を行うことは妨げられない	
	§8 取得の制限	個人情報を取得する時は原則として本人から取得しなければならない旨の規定がなくなる	④ 個人情報の取得を本人からの直接取得に限定する規定については、条例で独自の規定が置かれることは許容されない	第2回（1月） 【総則・個人情報の取扱い】 (3) 個人情報の取扱いに係る規律変更への対応要否 ・個人情報の取得 ・電子計算機処理等
	§9 要注意情報の取得の禁止	要注意情報を原則として取得してはならない旨の規定がなくなる ※要配慮個人情報に係る規律 ・個人情報ファイルに要配慮個人情報が含まれる場合ファイル簿に掲載する ・漏えい時、国へ報告しなければならない（想定）	④ 他の規律により、要配慮個人情報の取得が可能となる範囲は、取得制限規定による場合と、実質的に同様となっており、法律の規律と重複する規定を条例で設けることは許容されない	
	§10 個人情報の適正管理	保有する必要がなくなった個人情報を速やかに消去しなければならない旨の規定がなくなる	④ 法律の規律と実質的に同様の内容を規律することになることから、不要な保有個人情報の消去に係る規定を法施行条例で設けることは許容されない	
	法68 漏えい等の報告等	一定の保有個人情報の漏えい等について、個人情報保護委員会に報告するとともに、本人に通知しなければならない旨の規定が加わる	-	
	§11 利用及び提供の制限	・他の例外規定に該当しない場合でも、審議会の意見を聴いて公益上必要があると認めるときに例外的に目的外提供できる旨の規定がなくなる ・目的外提供できる例外の「法令に定めがあるとき」の「法令」に条例が含まれない	④ 目的外利用・提供を行う場合に審議会等の諮問を要する旨の規定を置くことは許容されない	
		「特別の理由」がある場合に、民間事業者等への目的外提供を行える旨の規定が加わる	② 個人情報の目的外提供について、個々の事案について審議会等に諮問することは想定していないが、同じ法令に基づいて定型的に行う処理について内部の運用ルールを作ることは考えられるところ、そのようなルール検討に当たって審議会等の意見を聞くことは許容される	
	法71 外国にある第三者への提供の制限	外国にある第三者に利用目的外の利用のために個人情報を提供する場合、原則としてあらかじめ本人の同意を得なければならない旨の規定が加わる	-	
	法72 個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求	「第三者に個人関連情報を提供する場合、必要な制限を付し、又は必要な措置を講ずることとする」旨の規定が加わる	-	
	法73 仮名加工情報の取扱いに係る義務	民間事業者等から個人情報には該当しない仮名加工情報を取得した場合等には、当該仮名加工情報を原則として第三者提供してはならない旨の規定が加わる	-	
	§13 要注意情報の電子計算機処理の禁止	要注意情報の電子計算機処理を原則として行ってはならない旨の規定がなくなる	④ 条例でオンライン化や電子化を伴う個人情報の取扱いを特に制限することは許容されない	
	§14 電子計算機処理の制限	個人情報の電子計算機処理の開始や重要な変更にあたり審議会の意見を聴かなければならない旨の規定がなくなる	④	
	§15 電子計算機の結合の禁止	オンライン結合を原則として行ってはならない旨の規定がなくなる	④ 条例にオンライン結合等に特別の制限を設ける規定を置くことは許容されない	
§17 委託に伴う措置	・安全管理措置等の規定は委託先に直接適用される ・委託先の監督に係る詳細項目が変わる	- 保有個人情報の取扱いを委託する場合は、講ずべき安全管理措置として、委託先によるアクセスを認める情報及び情報システムの範囲を判断する基準等を整備しなければならない		

現行条例（網掛けは新法）		改正法への規律の移行による主な変更点	自治体の規律に係る国の考え方	制度改正に関する審議スケジュール（予定）
第3章 保有個人情報の開示、訂正及び消去・利用停止（§18—47）	§18 開示請求権	本人の委任による代理人が開示請求をすることができる旨の規定が加わる	② 本人の委任による代理人による開示請求について、本人に対して確認書を送付し、返信をもって本人の意思を確認することを法施行条例で規定することは妨げられない	第3回（2月） 【開示等・審査請求等】 (1) 開示請求に係る手数料 (2) 開示請求等の手続き ・決定期限 ・任意代理等に係る本人確認等 (3) 開示決定等に係る審査請求の手続き (4) その他
	§20 保有個人情報の開示の義務	法令の定めるところにより開示することができないと認められる情報を非開示情報とする旨の規定がなくなる	② 情報公開条例上不開示情報でない情報が、法で不開示情報とされている場合、条例により、不開示情報から除くことが可能。また、情報公開条例上の不開示情報が、法で不開示情報とされていない場合も、条例により、不開示情報に追加することが可能	
	§24 開示決定等の期限	開示請求があった日から30日以内（現行条例は「開示請求があった日の翌日から起算して14日以内」）に、決定を行わなければならないとされる	② 本人開示請求等の手続きについて条例に規定が置かれることは許容される	
	§31 簡易な手続による開示	あらかじめ簡易な手続により開示すると定めた保有個人情報については、別に定める手続により開示を受けることができる旨の規定がなくなる	- 本人への目的外提供（法69条2項1号）により実施可能	
	§32 費用の負担		① 本人開示等請求における手数料は、条例に規定することが想定される ※無料とする場合であってもその旨を条例で規定することを想定している	
	§33 訂正請求権 §41 消去・利用停止請求権	訂正請求、利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内（現行条例は「保有個人情報の開示を受けた日の翌日から起算して1年以内」）にしなければならない 提出資料に「訂正を求める内容が事実と合致することを証明する資料等」がない	② ・本人開示請求等の手続きについて条例に規定が置かれることは許容される ・訂正請求や利用停止請求の制度の運用に支障が生じない限りにおいて、開示を受けていない保有個人情報について訂正請求及び利用停止請求の対象とすることは妨げられない ④ 請求の内容が事実と合致することを証明する資料を提出又は提示しなければならないこととするのは、訂正請求ができる場合を実質的に制限するものであるため、そのような法施行条例を規定することはできない	
第4章 審査請求（§48—50）			② 地方公共団体が、審査請求の手続に関する事項について、法の規定に反しない限り、条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない	
第6章 出資法人等が取り扱う個人情報の保護（§63・64）	§63 出資法人等の責務	実施機関は、出資法人等に対し、個人情報の保護のために必要な措置を講ずるよう指導に努めなければならない旨の規定がなくなる	-	
	§64 指定管理者の指定に伴う措置	・実施機関が指定管理者等に対し、報告を求め、調査をすることができる旨の規定がなくなる ・実施機関が、個人情報指定管理者等において、適正に取り扱われていないと認めるときは、当該個人情報の取扱いの是正を求めるものとする旨の規定がなくなる		
第7章 雑則（§65—71）	§70 適用除外	本市の図書館等において管理されている図書等に記録されている個人情報は適用除外となる旨の規定がなくなる	-	
第8章 罰則（§72—77）			④ 改正法に規定する義務等に違反した者に対する独自の罰則を条例で規定することはできない ② 条例で独自の義務等を規定する場合に、当該義務等に違反した者に対する独自の罰則を条例で規定することは可能（手数料の額に関する事項又は個人情報保護や情報の流通に直接影響を与えない事項（個人情報保護審査会の委員の秘密保持義務等）に限られる）	
第5章 名古屋 市個人情報保護 審議会 （§51—62）	§51 審議会の審議事項	要注意情報の電子計算機処理、電子計算機処理の新規開始、電子計算機の結合などについて、「条例の規定により審議会の意見を聴くこととされた事項」として調査審議の対象とする旨の規定がなくなる	④ 目的外提供、個人情報の電算処理、オンライン結合等について、審議会の意見を聴くことを要件とすることは許容されない	第4回（3月） 【個人情報保護審議会・新規事項】 (1) 個人情報保護審議会の審議事項
法109—123 行政機関匿名加工情報の提供等		民間事業者からの提案を受けて個人の権利利益の保護に支障を生ずるおそれがない範囲で行政機関等匿名加工情報を作成することができる旨の規定が加わる	② ・安全確保で求められる措置の具体例として、「行政機関等匿名加工情報等の取扱いに関する規程類の整備」が挙げられている ・「事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであること」についての審査に当たり参照する基準の策定のために、有識者に対して意見聴取を行うことは妨げられない	第4回（3月） 【個人情報保護審議会・新規事項】 (2) 匿名加工情報の取扱い (3) 匿名加工情報の利用に係る手数料等
	法119 手数料	提案に関する審査の結果、提案が審査基準に適合すると認めるときは、提案をした者にその旨と併せて手数料又は利用料の額を通知する旨の規定が加わる	① 手数料等に関しては、地方公共団体においては条例で定めるところによる	

制度改正に関する審議スケジュール（予定）

時期	審議事項及び主要な論点
令和 3年度	<p>第1回 (12月)</p> <p>諮問、全体説明</p>
	<p>第2回 (1月)</p> <p>総則・個人情報の取扱い</p> <p>(1) 個人情報等の定義変更への対応 (条例要配慮個人情報の規定要否、死者の個人情報)</p> <p>(2) 個人情報ファイル簿の取扱い等</p> <p>(3) 個人情報の取扱いに係る規律変更への対応要否 (個人情報の取得、電子計算機処理等)</p>
	<p>第3回 (2月)</p> <p>開示等・審査請求等</p> <p>(1) 開示請求に係る手数料</p> <p>(2) 開示請求等の手続き (決定期限、任意代理等に係る本人確認等)</p> <p>(3) 開示決定等に係る審査請求の手続き</p> <p>(4) その他</p>
	<p>第4回 (3月)</p> <p>個人情報保護審議会・新規事項</p> <p>(1) 個人情報保護審議会の審議事項</p> <p>(2) 匿名加工情報の取扱い</p> <p>(3) 匿名加工情報の利用に係る手数料等</p> <p>(4) その他制度全般に関わる事項</p>
令和 4年度	<p>4月～ 6月</p> <p>全体とりまとめ、答申案の検討</p>
	<p>最終回 7月</p> <p>答申</p>

		現行		改正法施行後（R5春～）	
		保護	開示	保護	開示
解釈権限		[黒塗り]		個人情報保護委員会	
適用関係	原則	[黒塗り]		法	[黒塗り]
	市立大学 (地独法)	[黒塗り]		(第4章(民間部門)) 法	(第5章(公的部門))
	市議会	[黒塗り]		(自律的な対応)	[黒塗り]
規則・要綱等		[黒塗り]	[黒塗り]	政令規則・ガイドライン	[黒塗り]
関連法規		情報あんしん条例（総務局）	(情報公開条例 (市政情報室))	情報あんしん条例（総務局）	(情報公開条例 (市政情報室))
審議会等		[黒塗り] (うち保護評価・電算) 情報審査委員会 (市内部会議)	情報公開審査会 (市長の附属機関)	[黒塗り] (うち保護評価・電算) 情報審査委員会 (市内部会議)	情報公開審査会 (市長の附属機関)

: 個人情報保護条例
 : 情報公開条例
 : 情報あんしん条例
 : 個人情報保護法

地方公共団体の個人情報保護制度の在り方（改正の方向性）

参考

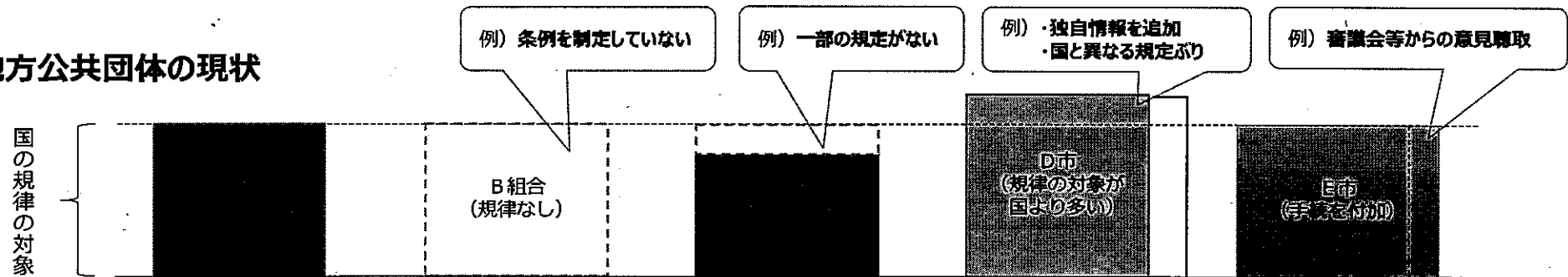
＜地方公共団体の個人情報保護制度に求められるもの＞

- 1 社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立
 - ※ いわゆる「2000個問題」
 - ① 団体ごとの規定・運用の相違が、データ流通の支障となりうること
 - ② 条例がないなど、求められる保護水準を満たさない団体があること等への問題提起がなされている
- 2 個人情報保護に関する国際的な制度調和と我が国の成長戦略への整合
 - 例) ・EUにおけるGDPR（一般データ保護規則）十分性認定
 - ・G20大阪首脳宣言におけるDFFT（信頼ある自由なデータ流通）

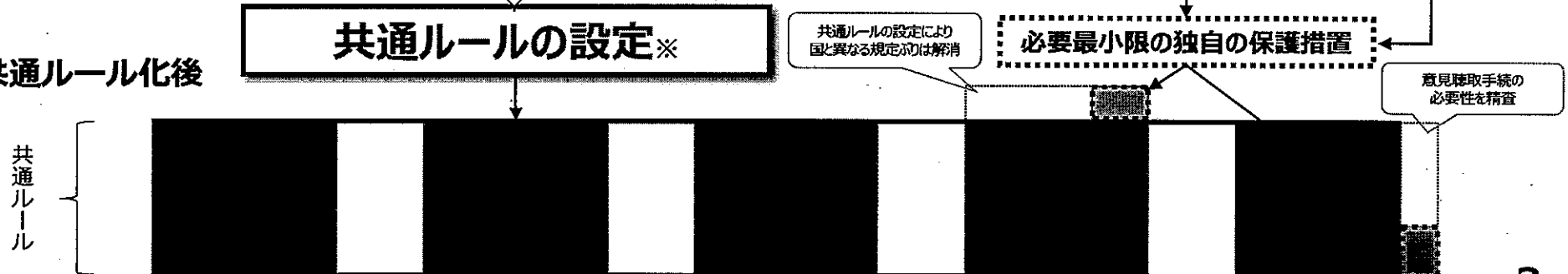
＜改正の方向性＞

- 「個人情報保護」と「データ流通」の両立に必要な全国的な共通ルールを法律で設定
- 法律の的確な運用を確保するため、国がガイドラインを策定
- その上で、法律の範囲内で、必要最小限の独自の保護措置を許容 ⇒ 条例を個人情報保護委員会に届出
 - 例) ・「条例要配慮個人情報」として保護する情報を規定
 - ・個人情報の適切な取扱いを確保するため、特に必要な場合に限り審議会等からの意見聴取手続を規定

○ 地方公共団体の現状



○ 共通ルール化後



※医療・学術分野については、国の組織同様、民間規律を適用する。
 ※審議会等の役割は、個別事案に関する審議から、定型事例についての事前ルールの設定や、制度の在り方に関する調査審議に主な役割が移行。

地方公共団体の個人情報保護制度の在り方（改正の概要）

趣旨

- **社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立が要請される中、**
 - ・団体ごとの個人情報保護条例の規定・運用の相違がデータ流通の支障となりうる
 - ・求められる保護水準を満たさない団体がある 等の指摘。（いわゆる「2000個問題」）
- 独立した機関による監督等を求めるEUにおけるGDPR（一般データ保護規則） 充分性認定など**国際的な制度調和**とG20大阪首脳宣言におけるDFFT（信頼ある自由なデータ流通）など**我が国の成長戦略への整合の要請**。
- こうした課題に対応するため、地方公共団体の個人情報保護制度について、**全国的な共通ルールを法律で規定するとともに、**国がガイドライン等を示すことにより、地方公共団体的確な運用を確保。

概要

① 適用対象

- ・地方公共団体の機関及び地方独立行政法人を対象とし、国と同じ規律を適用
- ・病院、診療所及び大学には、民間部門と同じ規律を適用
※④、⑤、⑥に係る部分は除く

② 定義の一元化

- ・個人情報の定義について、国・民間部門と同じ規律を適用
例：容易照合可能性、個人識別符号、要配慮個人情報 等

③ 個人情報の取扱い

- ・個人情報の取扱いについて、国と同じ規律を適用
例：保有の制限、安全管理措置、利用及び提供の制限 等

④ 個人情報ファイル簿の作成・公表

- ・個人情報ファイル簿の作成・公表について、国と同じ規律を適用
※個人情報ファイル簿の作成等を行う個人情報ファイルの範囲は国と同様（1,000人以上等）とする
※引き続き、個人情報取扱事務登録簿を作成することも可能とする

⑤ 自己情報の開示、訂正及び利用停止の請求

- ・開示等の請求権や要件、手続は主要な部分を法律で規定

⑥ 匿名加工情報の提供制度の導入

- ・匿名加工情報の提供制度（定期的な提案募集）について、国と同じ規律を適用
※ただし、経過措置として、当分の間、都道府県及び指定都市について適用することとし、他の地方公共団体は任意で提案募集を実施することを可能とする

⑦ 個人情報保護委員会と地方公共団体の関係

- ・個人情報保護委員会は、地方公共団体における個人情報の取扱い等に関し、国の行政機関に対する監視に準じた措置を行う
- ・地方公共団体は、個人情報の取扱いに関し、個人情報保護委員会に対し、必要な情報の提供又は助言を求めることが可能
例：個人情報の提供を行う場合、匿名加工情報の作成を行う場合 等

⑧ 施行期日等

- ・施行期日は、公布から2年以内の政令で定める日とする
- ・地方公共団体は、法律の施行に必要な条例を制定 例：手数料、処理期間 等
- ・国は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、地方公共団体の準備等について必要な助言（ガイドライン等）を行う

※地方公共団体が条例で定める独自の保護措置について

- ・特に必要な場合に限り、条例で、独自の保護措置を規定
- ・条例を定めたときは、その旨及びその内容を個人情報保護委員会に届出